

## 郡山市湖南七浜上質化事業統括アドバイザー設置要綱

令和8年5月1日制定  
[ 文化スポーツ観光部観光政策課 ]

(設置)

第1条 国立公園の魅力や価値の向上、観光振興の取組に関する知見を有し、湖南七浜滞在環境等上質化事業に対して専門的な知見から適切な助言及び指導を受けるため郡山市湖南七浜上質化事業統括アドバイザー（以下「事業統括アドバイザー」という。）を置く。

(事業統括アドバイザーの職務)

第2条 事業統括アドバイザーの職務は、次に掲げる事項について助言及び指導を行う。

- (1) 湖南七浜の利活用方針及び地域観光振興等に関すること。
- (2) 湖南七浜滞在環境等上質化協議会の運営等に関すること。
- (3) 湖南七浜利用拠点整備改善計画に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱等)

第3条 事業統括アドバイザーは、国立公園制度及び観光振興に関する幅広い識見及び経験を有し、当該識見及び経験に基づいた適切な助言及び指導を行うことができるものと認められる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 事業統括アドバイザーの任期は、委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(服務)

第5条 事業統括アドバイザーは、その職務の重要性を自覚し、誠実かつ公正にこれを遂行しなければならない。

2 事業統括アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 事業統括アドバイザーは、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。

(謝礼金等)

第6条 事業統括アドバイザーに対して、予算の範囲内において謝礼金及び旅費を支給することができるものとし、その額は市長が別に定める。

(解嘱)

第7条 市長は、事業統括アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中にあっても解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めるとき。
- (2) 事業統括アドバイザーに必要な適格性に欠けると認めるとき。
- (3) 事業統括アドバイザーを設置する必要がなくなったとき。
- (4) 第5条の規定に違反したとき。
- (5) 事業統括アドバイザーから辞任の意思が表されたとき。

(庶務)

第8条 事業統括アドバイザーに関する庶務は、文化スポーツ観光部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。